

検討委員会からのお知らせ

令和7年4月1日より、下記の通り医療DX推進体制整備加算および在宅医療DX情報活用加算について、電子処方箋の導入済か未導入かによって算定要件が変更になります。また、歯科衛生実地指導 口腔機能指導加算および歯科技工士連携加算1、2についても期中での点数改定が行われます。

医療DX推進体制整備加算の見直しについて

医療DX推進体制整備加算		医療DX推進体制整備加算			
適用時期：～R7.3.31		適用時期：R7.4.1～			
電子処方箋：—		電子処方箋：導入済		電子処方箋：未導入	
	歯科		歯科		歯科
加算1	9点	加算1	11点	加算4	9点
加算2	8点	加算2	10点	加算5	8点
加算3	6点	加算3	8点	加算6	6点

マイナ保険証利用率		マイナ保険証利用率	
利用率実績	R6.10～	利用率実績	R7.1～
適用時期	R7.1.1～R7.3.31	適用時期	R7.4.1～R7.9.30
加算1	30%	加算1・4	45%
加算2	20%	加算2・5	30%
加算3	10%	加算3・6	15%

在宅医療DX情報活用加算の見直しについて

適用時期：～R7.3.31	適用時期：R7.4.1～
在宅医療DX情報活用加算 歯科訪問診療料8点	在宅医療DX情報活用加算1 歯科訪問診療料9点 電子処方箋：導入済 在宅医療DX情報活用加算2 歯科訪問診療料8点 電子処方箋：未導入

中間年改定の年に行う期中の診療報酬改定について

	現行	R7.4.1～
歯科衛生実地指導 口腔機能指導加算	10点	12点
歯科技工士連携加算1	50点	60点
歯科技工士連携加算2	70点	80点